

2016

8

NO.191



「税と暮らしを考える」 広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社) 江戸川北青色申告会担当代理店

吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104

江戸川北青色申告会「同好会」規定が設けられました

平成 28 年 7 月 1 日の理事会において、運営細則が改定され第 26 条に、同好会の規定が設けられました。これは会員皆様の福利厚生の一環として相互の親睦、事業の繁栄、知識の向上及び健康の増進を図ることを目的としたものです。この機会に皆様も同好会に参加し、会員相互の親睦活動を行ってみませんか？第一弾としてグラウンドゴルフクラブを設立いたしました。詳しくは 2 ページをご覧ください。

平成 29 年 4 月より会費の引落しが年 2 回となります。

平成 29 年 4 月より会費の引落月が現在の年 3 回より、4 月と 10 月の年 2 回となります。一度の引落とし金額が変わりますので残高のご確認をよろしくお願いいたします。

また、会費、共済につきましては年払いによる方法も受付しております。青色申告会の引落としの際には通帳に「S F S アオイロシンコク」と表示され引落とし内容が解らないとのお問い合わせがございますが通帳表示については変更を対応することができません。年払いにされますと年に一度、青色申告会より引落としになり項目についても金額で分かりやすくなります。

この機会に是非年払いへお切换えください。

平成 29 年より	会 費		青色共済		傷害・がん 自転車 ビズソフト
	年払い	年 2 回払	年払い	年 3 回払	
4 月	● 18,000 円	● 9,000 円	● 12,000 円	● 3,000 円	● 傷害・がん
5 月					● 自転車
6 月					● ビズソフト
7 月				● 3,000 円	
8 月					
9 月					
10 月		● 9,000 円		● 3,000 円	● 傷害・がん
11 月					
12 月					
1 月				● 3,000 円	
2 月					
3 月					

※青色共済は金額 × 加入人数
※準会員は 2 回払いは 6,000 円
それ以外は年払いとなります。

紙面の主な内容

- P 1 同好会・会費引落としの件
- P 2 ブルースカイ GGC・税理士無料相談
- P 3 女性部だより・クイズ
- P 4 都税お知らせ・事務局お知らせ

理事・役員一同

副会長 小原 忠一

副会長 松丸 廣

副会長 佐川 信夫

副会長 加藤 三千夫

副会長 加藤 繁男

会 長 大村 耕一

暑中お見舞い申し上げます



ブルースターグラウンドゴルフクラブ

平成 28 年 7 月 1 日の理事会において、江戸川北青色申告会同好会として「ブルースターグラウンドゴルフクラブ」(以下ブルースターGGC)が設立されました。ブルースターGGCとは、グラウンドゴルフを通じて会員相互の親睦、健康の増進等を目的として行うこととし、年2~3回の大会や他会との交流も予定しております。グラウンドゴルフは個人の成績を競い合う競技で参加者の皆様も仲良く活動をおこなっております。また、初心者の方も、指導員が丁寧に指導いたします。ご興味ある方は是非事務局までお問合せください。



ブルースターGGC

練習日 : 毎週水・土曜日

練習場所 : 東篠崎二丁目広場

分かりにくい場所なので地図を用意してあります。

連絡先 (03) 3656-0621

タオル、運動靴、飲み物持参で

クラブ・ボール貸出しします。

夏は熱中症対策を!!



事務局 3階 税理士無料相談会

平成 28 年度の税理士無料相談会です。
ご希望のご予約はお早めに事務局までご連絡ください。

予約日 8月 3日(水) 9月 14日(水) 10月 5日(水)

11月 2日(水) 12月 7日(水) 1月 11日(水)

予約時間

①10:00 ~ ②11:00 ~ ③13:00 ~

④14:00 ~ ⑤15:00 ~ ⑥16:00 ~

お申込・お問い合わせ
03-3656-0621



経営者のための退職金制度です!

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)
または会社等の役員の方が廃業や
退職後の生活資金、事業再建資金を
あらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

① 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

女性部だより

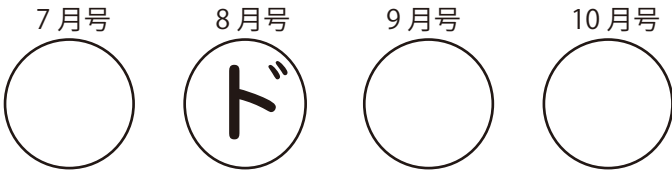


平成 28 年 6 月 3 日（金）グリーンパレスに於いて、女性部「勉強会・手芸教室」が行われ、女性部員を中心に 27 名の参加がありました。勉強会の演目は最初に、江戸川北税務署岡統括官より「消費税の軽減税率」について、その後江戸川北税務署鈴木副署長より「国税査察官のお仕事」についての説明がありました。勉強会終了後、女性部恒例の「手芸教室」を行い無事終了となりました。

挑戦

7 月号から 10 月号連続企画

チャレンジ四文字



上記の四文字を埋めて、応募してください。抽選で 20 名の方に「東京ディズニーリゾート割引券」をプレゼントいたします。

応募方法（はがきで）

- ① 会員番号
- ② クイズの答え
- ③ 住所、氏名
- ④ 広報誌「えどがわきた」の感想

マイナンバーカードを取得しましょう

平成 28 年より提出する届出書類、確定申告書には個人番号を記載して提出します。提出の際には便利な個人番号カードをご利用ください。詳しくは事務局まで



7 月号 訂正とお詫び

1P・・・総会議案
 第四号議案 理事及び監事候補者承認の件
 4P・・・平成 28 年度 収支予算書
 事業活動収入の部合計 116,275,000 円
 金額及び誤字を訂正させていただきます。
 申し訳ありませんでした。



あなたと夢を、ごいっしょに。

PanaHome

家づくりサポートに関するお問い合わせは江戸川北青色申告会まで

—都税についてのお知らせ—

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成28年8月1日（月）に発送します。


＜納期限＞平成28年8月31日（水）

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替^{※2}
- ③コンビニエンスストア^{※3}

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

- ④金融機関^{※1}・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※4}

- ⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付


平成27年度より、**クレジットカードでも納付ができるようになりました。**

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.tokyo>）へアクセスし、お手続きください。

- 【注意】**
- ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
 - ・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
 - ・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 **口座振替の申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。**
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。
平成28年度課税分は、平成27年中に取得した設備について申請できます。なお、平成27年度に申請をして減免しきれなかつた額が残っている場合や平成27年度に税額が発生していない場合は、平成26年中に取得した設備についても申請できます。
減免を受けるためには、個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を所管都税事務所・支庁にご提出ください。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を全て満たすものが対象となります。 ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div>
適用要件	平成32年12月31日までに対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した場合に減免を適用します。 ※対象期間が5年間延長されました。 ※ 住宅用の建物（アパートやマンション等）に設置した場合、減免は適用されません。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください～
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 中央都税事務所 個人事業税班 3553-2157
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

事務局カレンダー

8月1日～9月9日	小岩休館
8月2日	連絡協議会
8月3日	税理士無料相談
8月4日	事業委員会
8月5日	事務局休館
8月8日	広報委員会
8月31日	事業委員会

青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	●				●				●			
青色共済	●			●	●		●			●		
簡保 小規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ビズソフト			●									
傷害 がん	●						●					

※丸印の月に各明細金額を引落させて頂きます。

※傷害・がんにつきましては、東京青色申告会共済会より引落としとなります。

※残高のご確認をよろしくお願いたします。金額については、お問い合わせください。